第明治三十五種郵便物認可

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

⑴　運営費交付金により財源措置されない教職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しています。

⑵　運営費交付金により財源措置される役員及び教職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金の当事業年度増加額に基づいて計上しています。

5．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

6．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しています。

7．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

日本相互証券株式会社が公表する第321回国債の平成24年３月30日利回り終値を参考に0.985％で計算しています。

9．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。

⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　14,697千円

⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　4,140千円

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

11．財務諸表の表示単位

財務諸表については、利益の処分に関する書類（案）を除き、千円未満切捨てにより表示しています。

（追加情報）

国立大学法人会計基準

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成24年３月30日最終改訂）を適用しております。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（重要な債務負担行為）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

1．固定負債に計上した「その他」は、平成57年８月31日まで低廉賃貸することを条件として贈与（負担付贈与）を受けた施設について、賃貸契約が当該契約期間の途中で終了した場合に本学が負う当事業年度末時点の償還義務（事業者への支払義務）相当額であります。

2．運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、8,952,916千円であります。

3．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は、632,120千円であります。

（損益計算書関係）

1．施設費収益には、平成23年度補正予算（第１号）により措置された東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業13,950千円が含まれております。

2．運営費交付金収益には、平成23年度補正予算（第３号）により措置された東日本大震災により被災した設備に係る災害復旧事業2,411千円及び被災した学生等に係る授業料免除事業4,371千円が含まれております。

（減損会計関係）

1．減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用　途	種　類	場　所	帳簿価額
電話加入権	電話加入権	神奈川県横浜市その他	754千円

⑵　減損の兆候の概要

電話加入権（使用中及び、休止回線のうち使用可能性見込み有り）については市場価格が著しく下落しております。

⑶　減損の認識をしなかった根拠

電話加入権については、正味売却価額（相続税評価額）は帳簿価額から50％以上下落していますが、使用価値相当額（ＮＴＴの公定価格）が帳簿価額を上回るため、減損の認識は行っておりません。

2．減損を認識した固定資産に関する事項

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用　途	種　類	場　所	帳簿価額
職員宿泊所	建物	神奈川県横浜市	5,137千円
岩井住宅駐輪場	建物	神奈川県横浜市	776千円
電話加入権	電話加入権	神奈川県横浜市その他	39千円

⑵　減損の認識に至った経緯

建物については、取り壊すこととなり、施設利用がなくなったため、減損を認識しております。

電話加入権（休止回線のうち使用可能性見込み無し）については、市場価格が著しく下落しており、市場価格の回復の見込みがあると認められないため、減損を認識しております。